

## ◎土壤汚染対策法の一部を改正する法律

### 律

(平成二二年四月二四日法律第二三三号)

#### 一、提案理由(平成二二年三月二四日・衆議院環境委員会)

○斎藤国務大臣 ただいま議題となりました土壤汚染対策法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

土壤汚染対策法の施行から六年が経過し、この間、法に基づく土壤汚染の調査、対策とは別に、一般の土地取引等の際に、自主的に土壤汚染の調査、対策が広く実施されるようになってまいりました。

一方で、残土置き場や造成地等において、土壤汚染地から搬出された汚染土壤が不適正に処理される事例も見られます。

こうした現状にかんがみ、土壤汚染の状況の把握のための制度の拡充、講すべき措置の内容を明確化するための規制対象区域の分類、汚染土壤の適正処理の確保に関する規定の新設等所要の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げま

第一に、土壤汚染の状況の把握のための制度の拡充についてであります。

土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が一定規模以上のものをしようとする者に対しても都道府県知事への届け出を義務づけるとともに、都道府県知事は、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、当該土地の所有者等に対しても、土壤汚染の調査をすべきことを命ずることができるとしております。また、土地の所有者等は、特定有害物質による土壤汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤が汚染されていると思料するときは、都道府県知事に對して、規制対象区域として指定をすることを申請することができるとしております。

第二に、講すべき措置の内容を明確化するための規制対象区域の分類についてであります。

土壤汚染の調査の結果、特定有害物質による土壤汚染の状態が基準に適合しない土地を、健康被害を防止するための措置を講ずることが必要な区域と、形質の変更の際に届け出が必要な区域に分類して指定することとともに、措置を講ずることが必要な区域については、講すべき措置の内容を指示することとしておりま

す。

第三に、汚染土壤の適正処理の確保についてであります。

規制対象区域から汚染土壌を搬出しようとする者に対し、都道府県知事へ届け出ること、及び汚染土壌の処理を都道府県知事の許可を受けた処理業者に委託することを義務づけるとともに、汚染土壌の運搬を行う者に対し、運搬に関する基準の遵守を義務づけることとしております。また、当該汚染土壌の搬出をしようとする者が当該汚染土壌の運搬または処理を他人に委託する場合について、当該運搬または処理を委託する者及び当該運搬または処理を委託された者に対し、管理票による汚染土壌の管理を義務づけることとしております。さらに、汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬこととし、当該許可を受けた者に対し、処理に関する基準に従い汚染土壌の処理を行うこと等を義務づけることとしております。

このほか、指定調査機関の指定の更新制度等、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院環境委員長報告(平成二年四月七日)

○水野賢一君 ただいま議題となりました法律案につきまし

土壤汚染対策法の一部を改正する法律

て、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、汚染土壌の適切かつ適正な処理を図るため、土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講すべき措置の内容の明確化、汚染土壌の適正処理の確保のための規制の新設等の措置を講じようとするものであります。

本案は、三月二十四日本委員会に付託され、同日齊藤環境大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。

委員会におきましては、二十七日参考人から意見を聴取り質疑を行ふとともに、三十一日及び四月三日の両日にわたり政府に対して質疑を行うなど、汚染土壌の適切かつ適正な処理をより一層推進する観点から、慎重かつ精力的な審査を行つた後、三日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党より、改正後の法第六条第一項及び法第十二条第一項の指定に係る区域の略称を修正すること等を内容とする修正案が提出されました。

本修正案の趣旨説明の後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもつて可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

## 土壤汚染対策法の一部を改正する法律

七四

以上、御報告申し上げます。

### ○委員会修正の提案理由(平成二二年四月三日)

○江田（康）委員　ただいま議題となりました修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表いたしまして、その提出の趣旨及び内容を御説明申し上げます。本修正案は、委員会における質疑等を踏まえ、今回、政府から提出されている土壤汚染対策法の一部を改正する法律案の一層の充実を図るため、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党による協議の結果、取りまとめられたものであります。

次に、本修正案の内容について申し上げます。

第一に、改正後の法第六条第一項の指定に係る区域の略称を「措置実施区域」から「要措置区域」に、改正後の法第十二条第一項の指定に係る区域の略称を「形質変更届出区域」から「形質変更時要届出区域」に修正することであります。

第二に、都道府県知事は、公園等の公共施設もしくは学校、卸売市場等の公益的施設またはこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が第四条第二項の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする旨の規定を追加することであります。第三に、改正法の施行日を「公布の日から起算して一年を超

えない範囲内において政令で定める日」から「平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日」に修正することになります。

以上が、本修正案の趣旨及び内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

### 三、参議院環境委員長報告(平成二二年四月一七日)

○有村治子君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、土地取引等の際の自主的な土壤汚染調査の増加、搬出された汚染土壤の不適正処理などの現状にかんがみ、汚染の状況把握のための制度の拡充、講すべき汚染の除去等の措置を明確化するための規制対象区域の分類、汚染土壤の適正処理の確保に関する規制の新設などの措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、規制対象区域の略称を改め、また、都道府県知事は、公共施設等の設置者に対し、土地の形質の変更に際しての土壤汚染の調査が必要な土地か否かを把握させるよう努める旨の規定を追加するとともに、施行期日を改める修正が行われております。

委員会におきましては、衆議院における修正の趣旨と環境省の認識、土壤汚染の資産除去債務に関する会計基準、豊洲の土壤汚染問題と本法律案の適用関係、住宅地における土壤汚染対策の在り方等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了いたしましたところ、本法律案に対し、日本共産党の市田委員より、要措置区域内における汚染の除去等の措置の指示に関する修正、一定規模以上の土地に関する附則第三条の特例の追加等を内容とする修正案が提出されました。

順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、謹んで御報告申し上げます。

#### ○附帯決議(平成二年四月一六日)

土壤汚染対策法の目的は国民の健康保護にあり、また、土壤汚染問題に対する国民の関心が大きいことから、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、自主的調査の申請制度については、関係業界との連携を密

土壤汚染対策法の一部を改正する法律

にして、これを実施するとともに、その施行状況をも踏まえ、引き続き、汚染対策の在り方について検討すること。

二、汚染土壤の適正処理対策については、改正法に基づく措置が着実に実施されるよう都道府県を指導するとともに、不適正処理の実態把握に努め、適宜制度の見直しを行うこと。

三、都道府県に対し、改正後の第六十一条第一項、第二項に沿つて、土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び適切な提供、及び公園、学校、卸売市場等の公共施設等の設置者が土壤汚染のおそれを自主的に把握することの促進に努めるよう趣旨を徹底すること。

四、大規模な土地の形質変更に対する土壤汚染状況調査などの改正法に基づく施策が確実に行われるよう、施行のための準備を的確かつ早急に行うこと。

五、土壤汚染の現状にかんがみ、未然防止措置について早急に検討を進めるとともに、工場等の操業中の段階から計画的に土壤汚染対策に取り組むための措置を検討すること。

また、土壤からの揮発経由による攝取リスクについても科学的知見を深めるとともに、土壤汚染による生活環境や生態系への影響の実態把握に努めること。

六、国際会計基準へのコンバージェンスにおける資産除去債務の適用に際し、導入が円滑に図られるように周知徹底などに

土壤汚染対策法の一部を改正する法律

努めるものとし、また資産除去債務以外の環境債務についても適正な基準に関して調査・研究し、企業価値の向上や情報開示などを含めた検討を進めるものとすること。その際、中小企業などが抱えている課題について配慮するよう努めるものとすること。

右決議する。